



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 14号 2009.11.30 行 社会政策研究所

大半の国民の関心が事業仕分けに注がれていたその舞台裏で、来年度の障害者制度の変更にかかる重要なステップとなる動きがありました。政府による障害者の生活実態調査の公表と障害者団体からのヒヤリングです。ヒヤリングは11月16日＝自民党、11月18日＝政府・与党民主党、11月19日＝公明党といった日程で、最大30団体の障害者団体によるヒヤリング調査がなされました。もちろん全日本手をつなぐ育成会も単独だけでなく他の障害者団体と協同して活動を活発に行いました。その内容から厚生労働省の調査結果と今最も政府に影響力を持つ障害者団体＝DPI日本会議の要望をお知らせします。【kobi】

障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について

平成21年11月に行った利用者の負担等に係る実態調査の調査結果について、今般取りまとめましたので、公表します。(厚生労働省発表:平成21年11月26日)

障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日)前後におけるサービスの利用者(障害者(身体・知的)及び障害児)の実負担額(サービス利用に係る一部負担額と食費・光熱水費に係る負担額を合算したもの)及び工賃の状況について調査を実施した(回収サンプル数1,827)。この調査結果のポイントは、以下のとおり。

1 実負担額の状況について

- 平成18年3月と比べて、平成21年7月の実負担額が増加。
- ・ 平成18年3月と比べて、平成21年7月において、87.2%の者が実負担額が増加(これらの者に係る平均増加額8,518円)
- ・ 全体の実負担額は、平成18年3月は14,915円、平成21年7月は21,666円(6,751円増)

(参考)サービス種類別の内訳

サービス種類	平成18年3月 の実負担額	平成21年7月の実負担額 (サービス利用に係る 一部負担額 + 食費・光熱水費に係る負担額)
訪問系サービス	1,962円	3,838円
日中活動系サービス	740円	6,549円 (1,663円 + 4,886円)
入所サービス	36,583円	47,531円 (6,792円 + 40,739円)

注 訪問系サービスに係る「実負担額」には、いずれも「食費・光熱水費に係る負担額」は含まれていない。平成18年3月の日中活動系サービス及び入所サービスに係る「実負担額」には、「食費・光熱水費に係る負担額」が含まれている。

- 特に、低所得者において実負担額が増加。

低所得者に係る実負担額の状況

- ・低所得者（市町村民税非課税）に係る実負担額は、平成 18 年 3 月は 15,136 円、平成 21 年 7 月は 22,768 円（7,632 円増）
- （参考）サービス種類別の内訳

サービス種類	平成 18 年 3 月 の実負担額	平成 21 年 7 月の実負担額(サービス利用に係る 一部負担額 + 食費・光熱水費に係る負担額)
訪問系サービス	126 円	2,240 円
日中活動系サービス	75 円	6,355 円 (1,481 円 + 4,874 円)
入所サービス	35,934 円	47,367 円 (5,594 円 + 41,773 円)

平成 18 年 3 月と比べて、平成 21 年 7 月において実負担額が増えている者の状況

- ・低所得者については、93.6%の者が増加（これらの者に係る平均増加額 8,452 円）
- ・特に訪問系サービス又は日中活動系サービスを利用している低所得者（障害者）については、99.3%の者が増加（これらの者に係る平均増加額 5,016 円）
- ・一方、低所得以外の者（市町村民税課税）については、51.1%の者が増加（これらの者に係る平均増加額 9,200 円）

2 工賃と実負担額の比較について

- 工賃は、ほぼ横ばい。
- ・平成 18 年 3 月 14,035 円 → 平成 21 年 7 月 14,031 円（4 円減）
- 「実負担額」が「工賃」を上回る状況が拡大。
- 「実負担額」が「工賃」を上回る利用者の割合
- ・「実負担額」が「工賃」を上回る利用者の割合は、平成 18 年 3 月で 31.4%であったが、平成 21 年 7 月には 52.5%に増加（21.1%増）。なお、平成 21 年 7 月において、「実負担額」のうち「サービス利用に係る一部負担額」が「工賃」を上回る利用者の割合は 12.6%。

主な内訳 【 】内は、「サービス利用に係る一部負担額」が「工賃」を上回る利用者の割合（平成 21 年 7 月）

- ・日中活動系サービス利用者：
平成 18 年 3 月 1.4%→平成 21 年 7 月 27.7%（26.3%増）【1.7%】
- ・低所得者：
平成 18 年 3 月 30.5%→平成 21 年 7 月 51.6%（21.1%増）【11.7%】

「工賃」と「実負担額」の差額の状況

- ・平成 18 年 3 月においては「工賃」が「実負担額」を 1,651 円上回っていたが、平成 21 年 7 月においては「工賃」が「実負担額」を 7,097 円下回っている（8,748 円減）

主な内訳

- 【 】内は、「工賃」と「サービス利用に係る一部負担額」の差額（平成 21 年 7 月）
- ・日中活動系サービス利用者：
平成 18 年 3 月 15,706 円→平成 21 年 7 月 8,996 円（6,710 円減）【14,066 円】
- ・低所得者：
平成 18 年 3 月 1,808 円→平成 21 年 7 月▲6,612 円(8,420 円減)【11,238 円】
- ・平成 18 年 3 月と比べ、平成 21 年 7 月において「工賃」と「実負担額」の差額が減少している利用者の割合は、87.0%（これらの者に係る平均減少額 10,051 円）

【厚生労働省 ヒアリング資料】

来年度予算、並びに障害者福祉施策に関する要望

特定非営利活動法人・DPI（障害者インターナショナル）日本会議

．来年度予算に関する要望

DPI 日本会議も呼びかけ団体となっている「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」名で、10月中旬に、6項目に渡る要望を行った。

1．「制度の谷間」を生まない障害範囲の見直しにおける緊急経過措置、2．利用者負担、3．地域生活、4．地域移行、5．介護保険について、6．廃案となった障害者自立支援法改正法案について

いずれも緊急性の高い重要事項であるが、とりわけ、来年度予算措置で実施可能であり、かつ緊急性の高い事項として、以下の点を即時実施すること

サービス対象者の障害者手帳要件を外すこと

来年度予算においては障害者自立支援法が廃止になるまでの間、障害者自立支援法の入り口の要件となっている障害者手帳所持要件を緩和し（障害手帳をすでに持っている人はそのままサービスの対象とする）障害手帳がない難病等においても、医師の意見書を提出し、障害程度区分、審査会、サービス利用計画表をもとに要支援であることが確認された場合は、対象とするように緊急の経過措置を講じること

応益負担の廃止

利用者負担については、支援費時代の水準（住民税非課税者は無料等）に名実とも一度戻し、真の意味での応益負担とすること。その際、（世帯ではなく）本人の収入に基づいたものとすると同時に、（福祉サービス以外の）自立支援医療、補装具等も応益負担にするとともに、上限合算の仕組みを設けること

また、中間所得者までは現行水準より負担が増えることの無いように、きめ細かな負担の仕組みにすること。

地域生活・社会参加上、重要・不可欠なサービスの拡充

地域生活支援事業となり大きな地域間格差が生じた移動介護について、（視覚障害だけでなく、知的障害等も含む）個別給付化を行うこと。また、長時間介護が必要な知的・精神障害者の地域生活の視点から重度訪問介護の知的・精神への拡大や改善を行うこと。

当面、少なくとも地域生活支援事業の内、移動支援事業などについて、国2分の1、都道府県4分の1の財源保障を行うこと。

．障害者福祉施策に関する要望

「障害者自立支援法の廃止と障がい者総合福祉法」（仮称）制定の方針が、すでに厚生労働大臣から明言されているが、障害当事者の参画のもと「自立支援法」廃止から「障がい者総合福祉法」の制定に到るロードマップを検討すること。

「障害者自立支援法」は、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」との障害当事者・関係者の声を押し切るようにして、制定・施行され、様々な問題を引き起こした。この反省をふまえて、障害者自立支援法から障がい者総合福祉法への移行に当たっては、十分な障害当事者参画のもと検討を行うこと。

「障がい者総合福祉法」は、「介護保険との統合を行わないことを前提」として、「制度の谷間をつくらない総合的な制度」とすること。

障害者権利条約の批准と完全履行に向けて、障害者権利条約が掲げる障害の社会モデル、自立生活と地域社会へのインクルージョン等に基づく制度設計とすること。

以下のような項目について、モデル事業も含めた検討と実施を行うこと。

1. 「能力と適性に応じた自立生活・社会生活」(「自立支援法」第1条)の問題と、障害者権利条約にそった理念の設定
2. 難病者も含めて、必要な人全てがサービスを受けられるような対象規定
3. 障害程度区分の廃止と、セルフマネジメント・本人中心計画を基本にした協議調整モデルに基づく支給決定の仕組みに
4. 介護保険との統合を意識した現行のサービス体系(介護給付・訓練給付・地域生活支援事業)から、障害者の自立・社会参加に基づいたサービス体系に
5. 居宅内外に関わらず、見守りを含めた「自己決定と社会参加」を基本とした、「パーソナル・アシスタンス・サービス」の創設
6. 病院・施設から地域生活移行の促進と地域生活基盤の整備。脱施設化の時限立法
7. 障害当事者のセルフアドボカシー・エンパワメントの視点から、地域生活エンパワメント事業と広域型権利擁護機関の創設等、重層的な権利擁護の仕組み
8. 自治体でのサービス提供の事実上の上限となっている国庫負担基の廃止と、重度障害者の長時間サービス支給決定ができる財政調整の仕組みの創設
9. 「障害のない人との平等」の視点からの負担の仕組みと、住宅手当の創設などの所得保障

先進国の中で極めて低いわが国の障害者予算(対GDP比で、北欧諸国の約1/6、イギリスの約1/3、アメリカの約1/2)を、飛躍的に押し上げること。

最近、障害者総合福祉法についての問い合わせがありますが、入手可能な資料で最新のものをお知らせします。興味のある方はどうぞ【kobi】

DPI プロゲ

http://dpi.cocolog-nifty.com/vooo/files09/091118hearing_shiryo2.pdf

